

公明お知らせ 117号

K O M E I ・ E D O G A W A ・ T O K Y O

http://www.e-komei.com

発行：江戸川区議会公明党／平成26年7月

平成26年
第2回定例会
報告



2020年 東京オリンピック・パラリンピック

葛西臨海公園にカヌー・スラローム競技場、実現へ！

大会後、カヌーの他、プール等の活用を要望！

問 国際カヌー協会との間で、恒久施設との約束がある。大会後の利用は、今後具体的に考えていくことになるが、地元の要望もしっかり伝え、お互いに納得のできるものとする努力をする。

答 国際カヌー協会との間で、恒久施設との約束がある。大会後の利用は、今後具体的に考えていくことになるが、地元の要望もしっかり伝え、お互いに納得のできるものとする努力をする。

問 私達、区議会公明党としてもオリンピック終了後のカヌー・スラローム競技会場は、区民要望の強いプール等、水に親しめる施設として活用すべきだと考えるが区長の所見は？

答 東京都は、IOCはじめ関係団体と計画変更についての協議に入るが、地域との協議も並行して進める。本区の考えや臨むべき方向を協議したうえで解決していき、きめ細かく情報提供をしていきたい。

問 東京都との今後の協議に臨む多田区長の決意は？

区議会公明党は、第2回定例会の代表質問で葛西臨海公園に予定されているカヌー・スラローム競技場について、先の都議会本会議で舛添都知事が「公園の自然への配慮をし、隣接した下水道局用地活用などの検討を指示した」と言及したことから、この方向性は区議会公明党の主張に沿うものであり評価すると共に、今後江戸川区としての取り組みや大会後の施設の活用について区長に質問をしました。



4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。申請書が届いた方はご確認の上、忘れずに手続きをしてください。区議会公明党は消費税率の引き上げは直接生活への影響が大きいため簡素な給付措置を要望してきました。

臨時福祉給付金

支給の対象 26年1月1日現在、江戸川区に住民登録があり、26年度の住民税(均等割)が課税されていない方

※住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族、生活保護を受けている方などは対象になりません。

◆申請書は7月末までに対象となる方に郵送します。

支給額 1人につき1万円(1回限りの支給)

加算対象者 ※下記の加算対象者は、1人につき5,000円を加算します。

- 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者(※1)
- 児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者(※2)

※1) 26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方
※2) 26年1月分の手当などを受給している方が対象です。

給付金を装った「振り込め詐欺」にご注意ください!

子育て世帯臨時特例給付金

支給の対象 26年1月1日現在、江戸川区に住民登録があり、26年1月分の児童手当を受給し、25年中の所得が児童手当の所得制限額(下表)未満の方

※左記の「臨時福祉給付金」の対象になる方、生活保護を受けている方などは対象になりません

◆申請書は7月末までに対象となる方に郵送します。

支給額 対象児童1人につき1万円(1回限りの支給)

◎児童手当の所得制限額



扶養親族の人数	所得制限額	25年中の収入の目安
0人	622万円	833万3000円
1人	660万円	875万6000円
2人	698万円	917万8000円
3人	736万円	960万円

お問い合わせ

■臨時福祉給付金 ☎ 6667-6338

■子育て世帯臨時特例給付金 ☎ 6667-6363

◎受付時間 月～金 8時30分～17時(祝日を除く) ※電話のかけ間違いにご注意ください。